

目次

■ 序	1
第1章 策定の趣旨	2
第2章 計画の構成と期間	2
1 計画の構成	2
2 計画の期間	2
第3章 総合計画の取組における市民参画	3
1 地方創生と総合計画の一体的な取組の推進	3
2 総合計画における実効性の確保	3
第4章 計画策定の社会的背景と課題	3
1 人口減少社会の到来	4
2 安全・安心に対する意識の高まり	4
3 低炭素・循環型社会の推進	4
4 高度情報化社会の推進	5
5 グローバル経済の進展	5
6 経済・雇用環境の変化	5
7 地方分権・地方創生の推進	5
■ 基本構想	7
第1章 宮崎市の将来像とまちづくりの基本的な考え方	8
1 将来の都市像とまちづくりの基本姿勢	8
2 まちづくりの基本的な考え方	8
3 人口ビジョン	9
4 将来の都市構造	11
第2章 まちづくりの基本目標	14

第1章 策定の趣旨

本市は、平成18年（2006年）1月に佐土原町、田野町、高岡町と、平成22年（2010年）3月には清武町と合併し、新宮崎市として、平成20年（2008年）に策定した第四次総合計画に基づき、新市が一体となった魅力あるまちづくりを進めてきました。

この間、東日本大震災や熊本地震を教訓とした防災や減災をはじめ、環境やエネルギー問題に対する意識の高まり、高度情報化の急速な進展による産業構造や個人のライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化してきました。

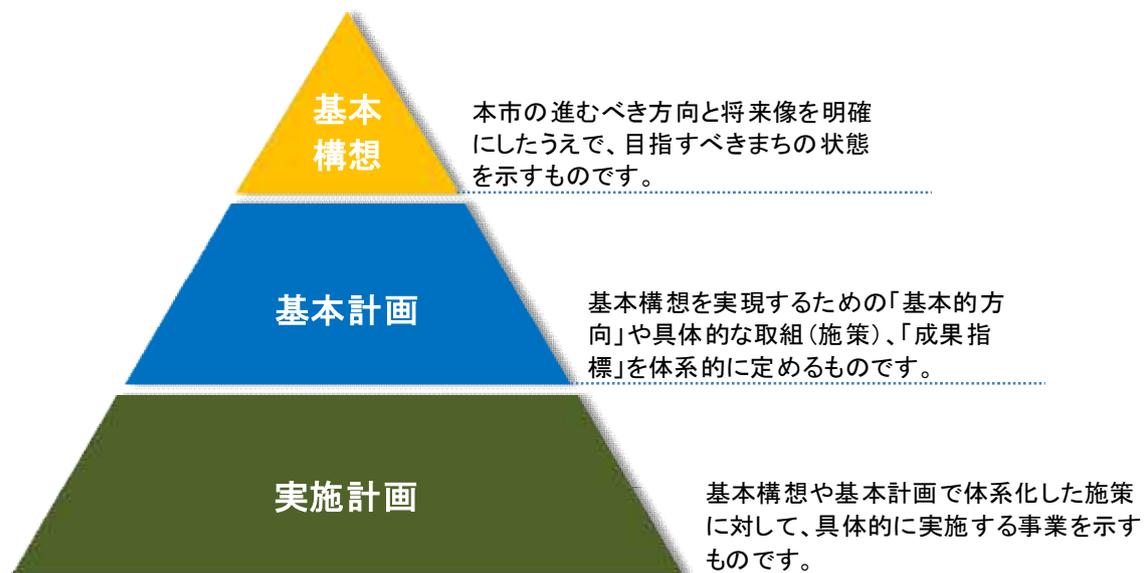
また、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来は、社会保障費や公共施設等の維持管理費の増加による財政面への圧迫をはじめ、地域経済の活力の低下などが懸念されることから、地方創生の取組を推進するとともに、都市計画や地域コミュニティなど、社会全体のあり方の見直しが求められています。

このような様々な社会情勢の変化や課題に対して、中長期的な視点を持ち、官民の協働により、市政を総合的かつ計画的に進めていくため、本市のまちづくりの指針であり、最上位の計画となる「第五次宮崎市総合計画」を策定し、「未来を創造する太陽都市 みやざき」の実現に向け、取り組んでいきます。

第2章 計画の構成と期間

1 計画の構成

第五次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

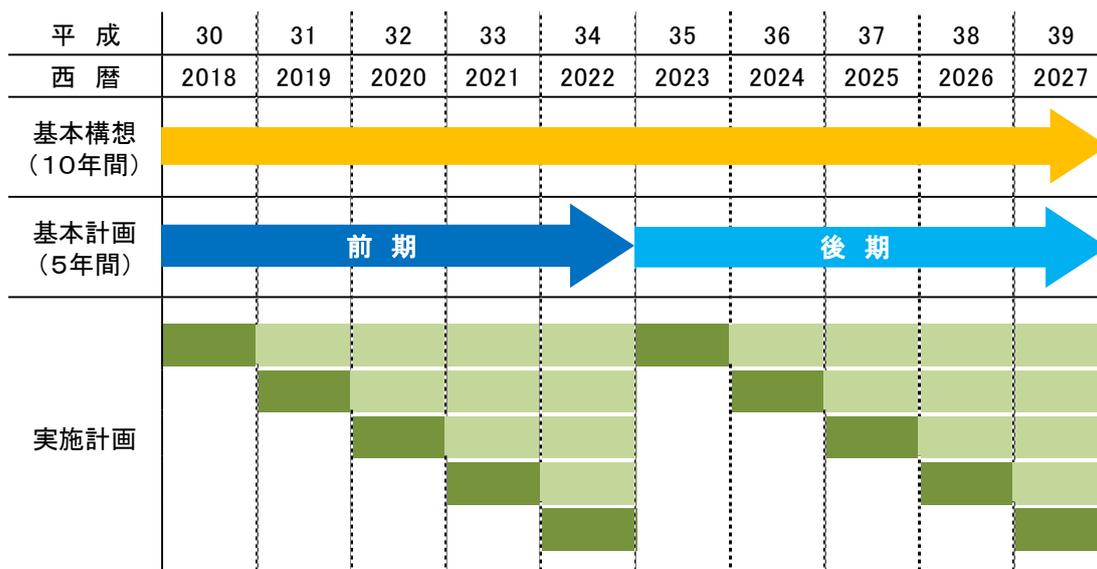


2 計画の期間

「基本構想」の計画期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成39年度（2027年度）を目標年度とした10年間とします。

「基本計画」は、達成度を測る成果指標を設定するため、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間を「前期基本計画」、平成35年度（2023年度）から39年度（2027年度）までの5年間を「後期基本計画」とします。

「実施計画」は、基本計画の期間において、毎年度、見直すことにします。



第3章 総合計画の取組における市民参画

1 地方創生と総合計画の一体的な取組の推進

本市は、人口減少社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとするため、近隣の国富町、綾町と連携中枢都市圏を形成するなど、地方創生に向けた取組を推進していますが、産学官等の代表者で構成する「宮崎広域連携推進協議会」を設置するとともに、地域の多様な主体の参画による「宮崎広域連携推進協議会 専門部会」を設け、地方版総合戦略の取組や施策等のフォローアップを行っています。

第五次総合計画は、地方版総合戦略の取組を包含する計画であるため、その策定に当たっては、地方創生の取組と一体的な展開が必要になることから、本市の現状や課題を踏まえ、「宮崎広域連携推進協議会」を母体として、産学官等の多様な主体で構成する協議体での議論を重ねてきました。

2 総合計画における実効性の確保

本市では、総合計画の取組の実効性を高めていくため、政策形成への市民参画を推進するとともに、数値目標などの成果指標について、市民意識調査をはじめ、産学官等の多様な主体で構成する協議体で達成状況の評価・検証を行うなど、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価・検証（Check）」「見直し（Action）」のサイクルを確立し、継続的に改善を図っていきます。

第4章 計画策定の社会的背景と課題

本市を取り巻く社会・経済情勢は、急速に変化しており、市政運営にも大きな影響を及ぼすこととなります。ここでは、これからのまちづくりを進めるうえで、考慮すべき社会的背景と課題について、次の7項目にまとめました。

1 人口減少社会の到来

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、平成60年（2048年）には1億人を割り込むなど、長期的に減少していくことが予想されています。

出生数は、昭和50年代から減少傾向に転じ、平成28年（2016年）には、統計史上はじめて、100万人を切りました。合計特殊出生率は、平成27年（2015年）には1.45となっていますが、依然として、人口置換水準の2.07とは乖離があり、さらには女性の人口も減少していくため、出生数の大幅な増加は見込めない状況です。

現在の推計では、平成72年（2060年）には、生産年齢人口が50.9%、老年人口は39.9%になることが予想され、65歳以上の高齢者1人を約1.3人で支える計算になるため、社会保障はもとより、様々な分野で支障が生じることになります。

また、人口減少が進展し、老年人口が減少に転じると、人口減少のスピードは、さらに加速するため、消費市場の規模が縮小し、都市機能を支えるサービス産業が成立せずに、生活水準の低下を招くなど、市民生活にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

今後は、人口減少社会にあっても、地域経済の活力を維持・向上させ、住み慣れた地域で安心して暮らせる良好な地域コミュニティの形成が求められています。

2 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年（2011年）3月の東日本大震災や平成28年（2016年）4月の熊本地震は、これまでの想定を上回る規模の被害をもたらしました。また、毎年のように全国各地で台風や集中豪雨などによる被害が発生しており、市民の防災や減災に対する意識は高まっています。

このような中、近い将来、南海トラフ地震による被害が想定されるため、被害を最小限に抑える耐震化や避難体制の整備、市民一人一人の災害に対する備えの強化など、総合的な防災対策を進めていくことが求められています。

また、インターネットの普及やライフスタイルの多様化に伴い、消費者の商品やサービスに対する選択肢も広がるなど、利便性が高まる一方で、消費トラブルは増大し、その内容も複雑・多様化しています。

今後は、市民の消費生活に関する知識の習得や問題意識の高揚を図るとともに、高齢者が関係する交通事故や特殊詐欺なども多発していることから、市民の防犯や交通安全に対する意識を高めるなど、安全で安心な暮らしを確保していくことが求められています。

3 低炭素・循環型社会の推進

世界的な人口増加や新興国の目覚ましい経済発展による化石燃料の大量消費、森林減少による地球温暖化や大気汚染は、地球規模での気候変動や海水面の上昇をもたらしています。

平成28年（2016年）11月には、温暖化対策の新たな国際的枠組みとなるパリ協定が発効されましたが、我が国は、温室効果ガスの排出量を平成42年（2030年）度に平成25年（2013年）度比で26%削減することなどを設定しており、地方においても、国と一体となり、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進など、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

また、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から脱却するため、私たちの生活や行動パターンを見直し、市民、地域団体、事業者が、環境保全に対する意識を高め、環境負荷の少ない循環型社会を築いていくことが求められています。

4 高度情報化社会の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動において大きな影響を与えています。

さらに、第四次産業革命と言われる「IoT」や「AI」、「ロボット」などの技術革新は、今後、農業や製造業、医療・福祉、教育などあらゆる分野での働き方や私たちのライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれ、その変化への対応が求められています。

一方で、情報格差の解消や情報セキュリティの確保など、様々な課題も生じており、情報通信技術の有効活用と合わせて、安全で安心な情報化社会の実現に向けた取組が求められています。

5 グローバル経済の進展

近年、経済のグローバル化は一層の進展を見せ、ヒト・モノ・カネ・情報の国境を越えた動きがますます活発化し、企業の国際競争は厳しさを増すとともに、世界経済の動向が地域経済に波及するなど、経済の連動性もより強くなってきています。

また、急速な人口減少により、国内市場の縮小が見込まれる中で、工業製品に加え、農業分野における輸出が拡大し、さらには、訪日外国人観光客の増加に向け、2020年に4千万人の目標が掲げられるなど、海外市場を見据えた積極的な事業が展開されています。

今後は、世界経済の動向を注視し、国際感覚を持った人材を育成するとともに、産業の国際競争力を高めていくことが求められています。

6 経済・雇用環境の変化

我が国の経済は、平成20年（2008年）の世界的な金融危機以降、緩やかな回復基調を維持しつつも、デフレマインドからの脱却には至っておらず、企業の設備投資や個人消費は力強さに欠けている状況です。

雇用環境の面では、全体として失業率、求人倍率の改善が顕著であるものの、生産年齢人口の減少や団塊の世代の定年退職等による人手不足の影響が大きく、経済の持続的な成長に向けて、労働力の確保は大きな課題の一つとなっています。

そのため、労働における生産性の向上はもとより、女性や高齢者を含め、就労を希望する方が活躍できるように、多様な働き方を可能とする環境整備が求められています。

7 地方分権・地方創生の推進

平成5年（1993年）の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」以来、第1次・第2次地方分権改革により、機関委任事務制度の廃止や権限移譲、義務付け・枠付けの見直しなど、国から地方への分権改革が進められてきました。

今後も、住民に最も身近な基礎自治体として、市町村が地域のニーズに応じ、より効率的で効果的な行政サービスを提供するために、必要な権限や財源の移譲が求められています。

また、国においては、平成26年（2014年）には、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少や東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための目標や施策等を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

地方においても、「地方人口ビジョン」や「地方版総合戦略」が策定され、産学官等が連携して、地域の特性を生かし、実効性の高い取組を推進することで、人口減少のスピードを抑制し、地域経済を持続的に発展させていくことが求められています。

第1章 宮崎市の将来像とまちづくりの基本的な考え方

1 将来の都市像とまちづくりの基本姿勢

(1) 将来の都市像

本市は、「太陽」や「緑」に象徴されるように、温暖な気候や豊かな自然に恵まれ、人口の増加とともに、都市機能の集積が進み、県都として、また南九州の中核都市として発展してきました。

平成36年には、市制施行100周年という大きな節目を迎えます。1世紀という歴史の中で、先人のたゆまぬ努力や知恵に培われ、豊かな風土に育まれてきた産業、歴史や文化などの価値をさらに高め、来たるべき新時代にふさわしい未来を切り拓いていく必要があります。

そこで、本市では、光り輝く太陽をシンボルとして、花や緑に囲まれ、未来に向けて、新しい価値を創造するまちづくりを推進し、魅力や活力にあふれる「みやざき」を次の世代に引き継いでいけるように、将来の都市像を設定します。

将来の都市像

未来を創造する太陽都市 「みやざき」

(2) まちづくりの基本姿勢

将来の都市像の実現を目指して取り組むには、「みやざき」を大切に思い、地域に愛着や誇りを持って、今後の様々な変化に適切に対応できるように、市民や事業者、行政がそれぞれの立場で何ができるのかを考え、具体的な行動につなげていくことが重要になります。

そこで、市民、事業者及び行政が主体的に、あるいは連携して、経営資源や地域資源を有効に活用しながら、本市のポテンシャルを十分に発揮するため、地域の多様な主体が持つ知恵やノウハウを共有し、新たな価値を共に見出す「共創」の考え方にに基づき、地域の特性や住民ニーズに合った取組により、多様で自律性の高いまちづくりを推進していきます。

まちづくりの
基本姿勢

地域に愛着を持ち、新たな価値を共に創る

2 まちづくりの基本的な考え方

1 市域の均衡ある発展と地域の特性を生かしたまちづくり

本市は、平成18年1月に、隣接する佐土原町、田野町及び高岡町と、そして平成22年3月には清武町と合併しましたが、地域の多様性を生かし、地域の自律性を高めるため、地域自治区制度を導入しています。今後も、市域の均衡ある発展を図るとともに、地域の多様な主体が、公共の担い手となって、地域の課題を地域で解決していけるように、地域内分権を推進し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていきます。

2 災害に強いまちづくり

近年は、大規模な地震が頻発し、例年、全国各地で台風や集中豪雨などによる被害が発生していますが、本市では、近い将来、南海トラフ地震による大規模な被害が想定されることから、これらの被害を最小限に抑えるため、必要不可欠なハード整備に取り組むとともに、自助・共助・公助の取組による避難を中心としたソフト施策を推進するなど、市民、事業者、行政が協働し、災害に強いまちづくりを進めていきます。

3 豊かな地域社会を築く地方創生の実現

地方創生の実現に向けては、単に人口減少を抑制する観点だけでなく、市民の生活の質や満足度を高めていくため、すべての市民が、地域社会の構成員として、まちづくりに参画する機会を確保し、将来にわたって、豊かに「生きる」「暮らす」「働く」ことができるように、各種施策の展開を図っていきます。

また、本市との結びつきが強い国富町や綾町とは、平成27年3月に、連携協約を締結し、「みやざき共創都市圏」を形成していることから、本市の都市機能の更なる強化を図ることで、圏域の経済成長をけん引し、生活関連機能サービスを確保していきます。

3 人口ビジョン

注：総合計画を策定する際には、平成29年10月1日時点の現住人口を基に再推計を行います。

本市では、基本的なデータとなる「将来推計人口」と、人口減少のスピードを抑制し、人口構造の若返りを図る「将来推計人口モデル」を人口ビジョンとして示します。

(1) 将来推計人口モデル

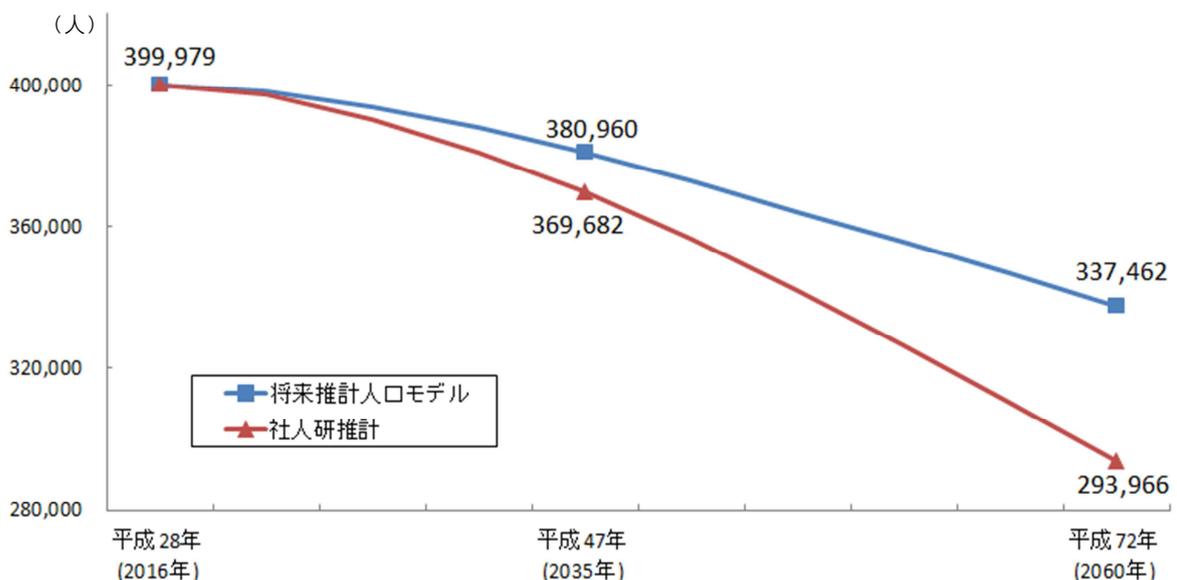
国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計に基づく本市の将来推計人口は、平成72年（2060年）に、約29万4千人になると予想されています。

また、本市の将来推計人口モデルは、若い世代の定着や流入を図り、人口減少を抑制していくこととし、社人研の推計をもとに、一定の条件を設定していますが、平成72年（2060年）には、約33万7千人となり、社人研の推計よりも約4万3千人多くなると見込んでいます。

【条件設定】

- ① 合計特殊出生率2.07を平成62年（2050年）に達成
- ② 15歳から24歳までの若年層の転出抑制率30%を平成52年（2040年）に達成

将来推計人口モデルにおける総人口の推移

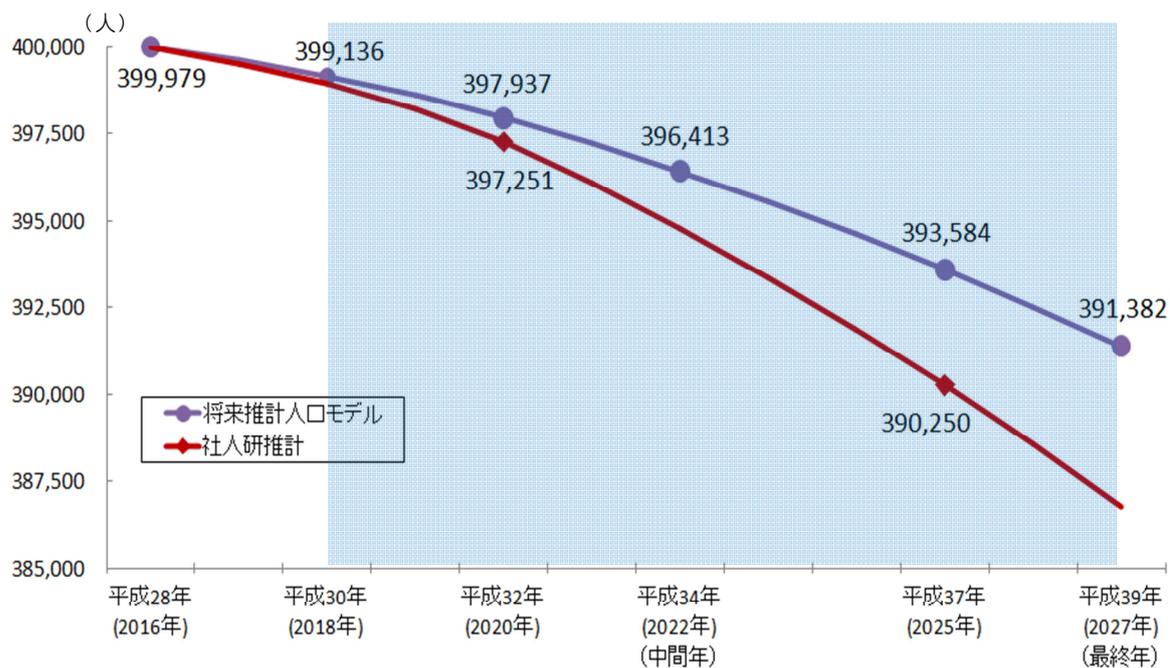


(2) 第五次総合計画の計画期間における人口見通し

本市の将来推計人口モデルをもとに、第五次総合計画の計画期間である平成30年(2018年)から平成39年(2027年)までの総人口の推移を示します。

また、計画初年度である平成30年(2018年)の人口は、約39万9千人ですが、最終年度である平成39年(2027年)には、約39万1千人になると見込んでいます。

計画期間における総人口の推移



4 将来の都市構造

(1) 目指す都市づくり^{まち}

① 背景

都市を取り巻く環境の変化として、少子高齢化の一層の進展・人口減少に伴う都市基盤（インフラ）の整備・維持管理などへの投資余力の低下と併せて、人口密度の低下により、医療・福祉・商業や公共交通などの各種サービスの維持が困難になっていくことが予想されています。

② 都市づくりの基本的考え方^{まち}

将来の都市像「未来を創造する太陽都市 みやさき」の実現に向けた本市の都市づくりは、南九州の中心的役割を担う中核都市として、まちなかの求心力や各地域の拠点性の向上を図りつつ、大規模自然災害への備えをより一層充実させながら、市街地周辺の自然的環境（※1）の維持・保全や環境負荷を抑制し、豊かな自然的環境や歴史、伝統、文化等の伝承と併せて、快適で利便性の高い都市環境を次世代に継承することを目指します。

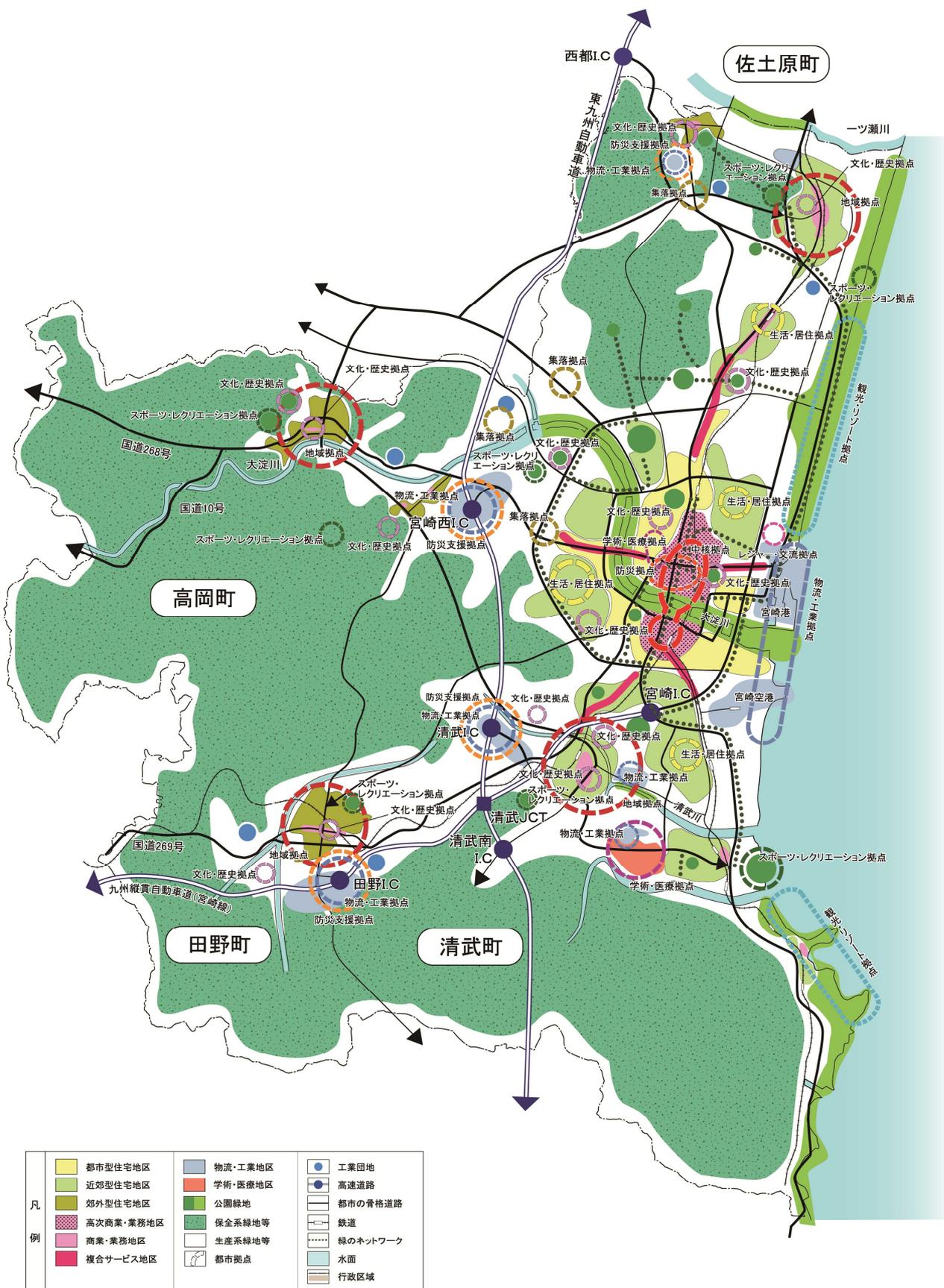
③ 目指す都市構造

上記の都市づくりを実現するために、居住地、商業地、業務地、公共公益施設等が一定のエリア内にコンパクトに集約し、「住み」「働き」「訪れる」が相互に、容易に行えるとともに、近年各地で多発する大規模自然災害を考慮し、想定最大規模の災害が発生しても被害を最小化できる都市構造の実現を目指します。

このため、既存ストック（※2）を有効に活用しつつ、原則として郊外においては都市構造に大きな影響を与える新たな都市機能（※3）の立地を抑制し、多様な都市機能を都心部及び拠点となるべき各地域の中心部に集約させながら、都心部と各地域の都市拠点を連携させる都市軸の強化により、一体として都市機能が集約された効果が発揮されるコンパクトシティを目指すとともに、南海トラフ地震や想定最大規模の洪水等に備えた災害に強い安全・安心な都市づくりに取り組みます。

- ※1 自然的環境とは、海・山・川の自然に加え、人工物としての農地や公園・緑地等を含む環境のことです。
- ※2 既存ストックとは、現に在る、都市を支えるさまざまな蓄積のことです。
- ※3 都市機能とは、居住、商業、業務、工業、交通、行政、教育、福祉、医療など、都市に必要とされる働きやサービスのことです。

(2) 将来の都市構造図



① 都市拠点

【中核拠点】

橘通周辺、宮崎駅周辺、中村町・南宮崎駅周辺を中心に、高次商業・業務をはじめ、居住、文化、情報など多様な都市機能の集約や都市空間の有効・高度利用、良好な都市景観形成に努め、まちなかの拠点性を高めます。

【地域拠点】

佐土原駅周辺、田野駅周辺、高岡総合支所周辺、清武駅周辺を中心に、中核拠点を補完する拠点として、各地域住民の居住、日常生活を支える商業・業務、身近な公共公益、文化機能等の集約を図り、各地域の拠点性を高めるとともに、地域の防災拠点としての機能充実に努めます。

【防災拠点】

宮崎市の主要な行政機能が集約している市中心部については、非常時の指揮命令、情報の収集・発信等の中枢を担う本市の防災拠点としての機能充実に努めます。

② 都市軸

都市拠点等を結ぶネットワークの形成を図るため、主に道路系交通網をベースとした都市軸を形成します。

国道 10 号、国道 220 号、国道 269 号、宮崎駅東通線等の南北及び東西の都市軸、並びに九州縦貫自動車道宮崎線、東九州自動車道、及びーツ葉有料道路等の広域的に主要都市間を結ぶ都市軸、さらにはそれらを補完して市内の各地域間の連携・交流を促進する都市軸の形成を目指します。

③ ゾーン

【都市的土地利用ゾーン】

宮崎西部環状線を主体とする外環状線及びーツ葉有料道路で囲まれる区域を都市的空間とし、既存の市街化区域を中心として、都市機能の集約を図るゾーンの形成を目指します。

【自然的土地利用ゾーン】

都市的土地利用ゾーンの外側を自然的空間とし、自然的環境の保全を図るゾーンの形成を目指します。

第2章 まちづくりの基本目標

将来の都市像「未来を創造する太陽都市『みやざき』」の実現に向け、まちづくりの基本姿勢やまちづくりの基本的な考え方に基づき、将来にわたって、地域の活力を維持、向上させ、市民の生活の質や満足度を高める観点から、5つの「基本目標」を設定するとともに、「基本目標」に寄与する方策を明確にするため、11の「重点項目」を設定します。

基本目標

1

まち 良好な生活機能が確保されている都市

豊かな自然環境を保全し、自然の恵みを楽しむとともに、若い世代の定着に向け、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行い、あらゆる世代が、心身を健やかに保てるように、医療や福祉の充実したまちを目指します。

また、消防や救急体制の確保をはじめ、災害に強いまちづくりを行い、安心して暮らせる環境の整備されたまちを目指します。

重点項目1

ワーク・ライフ・バランスの適正化を図る「子育て支援の充実」

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなえられるように、多様なライフスタイルに対応した幼児教育や保育サービスを提供するとともに、仕事と子育ての両立を図るため、親の子育てや家事に対する認識を高め、子育てに係る相談機能の充実と子どもの居場所づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスの向上を目指します。

重点項目2

2025年問題に対応した「医療・福祉の充実」

団塊世代が後期高齢者となる2025年問題に適切に対応し、誰もが、生涯にわたって、健康で豊かな人生を送ることができるように、地域の多様な主体が連携して、住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムを確立するとともに、医療や介護に係る人材の育成や確保を図り、医療や介護サービスの提供体制の充実を目指します。

重点項目3

自然環境の保全と生活の質の向上を図る「居住環境の充実」

森林や河川などの自然環境の保全をはじめ、再生可能エネルギーの利用や、ごみの減量とリサイクルを推進し、低炭素社会と循環型社会の形成を目指します。

また、市民の暮らしの安全や衛生に対する意識を高めるとともに、公民が連携して、既存ストックを有効に活用することで、市民生活における質の向上を目指します。

重点項目4

災害に強く、暮らしを支える「生活基盤の充実」

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、消防・救急体制を安定的に確保するとともに、南海トラフ地震を想定した地震や津波、あるいは台風などによる被害を最小限に抑えるために、インフラの維持・整備をはじめ、危機管理や防災体制の確立を目指します。

また、市民生活に不可欠なライフラインとなる上下水道の維持・整備や、情報ネットワークの確保など、暮らしを支える生活基盤の充実を目指します。

基本目標
II

まち

良好な地域社会が形成されている都市

未来を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長できるように、地域や家庭、学校が相互に連携するとともに、公共サービスの担い手となる市民が主体のまちづくりを推進し、生涯にわたって、文化やスポーツに親しみ、市民の誰もが互いを尊重し、生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

重点項目5

地域に愛着や誇りを持つ「みやざきっ子の育成」

子どもたち一人一人が個性を発揮し、未来をたくましく生きるために、知識や技能をはじめ、思考力や判断力、表現力などの確かな学力を身に付けるとともに、地域ぐるみで子どもたちの学びや育ちを見守ることで、地域に愛着や誇りを持ち、社会に貢献できる人材の育成を目指します。

また、子どもたちの抱える課題が複雑・多様化する中、子どもたちが将来に夢や希望を持ち、未来に向かって挑戦できるように、安心して学習できる教育環境づくりを目指します。

重点項目6

自律性のあるコミュニティの形成と移住の促進を図る「地域力の向上」

地域課題の解決に向け、地域が主体的に、協働して取り組めるように、地域内分権を推進し、防災や福祉など、市民ニーズに合った公共サービスの提供につなげていくとともに、移住者の受け入れ環境の整備を図ることで、多様性があり、自律性の高いコミュニティの形成を目指します。

重点項目7

一人一人が尊重され、生き生きと暮らせる「共生社会の確立」

多様な学習の機会が提供され、市民一人一人が、文化や芸術、スポーツなどの生きがいを持つとともに、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにとらわれず、互いに尊重し、共に支え合う地域社会づくりを目指します。

基本目標
III

まち

良好な就業環境が確保されている都市

安定した雇用を生み出す力を持った地域産業の競争力の強化を図るとともに、潜在的な労働供給力を雇用につなげるため、地域や企業ニーズに合った人材を育成し、魅力ある雇用の場を創出することで、質の高い労働市場が確保されているまちを目指します。

重点項目8

地域や企業ニーズに合った「人財の育成」

産学官等の連携により、農林水産業をはじめとする地域産業や企業ニーズに合った人材を育成するとともに、外部からの高度人材の登用を図ることで、生産性の向上や経営力の強化を目指します。

また、若い世代をはじめ、親や学校関係者などの地域産業や地元企業に対する興味や関心を高めることで、新たな担い手となる若い世代の地元への定着を目指します。

重点項目 9

若い世代の定着や生産性の向上を図る「雇用の場の創出」

地元企業や地域産業との連携を意識した企業誘致を推進し、産学官等が連携して、農林水産業の生産性や地元企業の経営力を高めるとともに、男女共同参画の視点から、幅広い世代に多様な働き方を促すことで、新たな雇用の創出やワーク・ライフ・バランスの向上を目指します。

また、中心市街地には、都市機能を生かして、多様な産業の集積を図るとともに、地域の生活拠点となる商業地には、活力とにぎわいを創出することで、地域経済の活性化を目指します。

基本目標 IV

魅力ある価値が創出されている都市^{まち}

市外からヒト・モノ・カネを呼び込める環境の整備を図るとともに、豊富な観光資源や農産品などを生かして、地域が一体となったマーケティングや販路開拓を進めるなど、ブランド力を高めることで、稼ぐ力のある地域産業が育まれているまちを目指します。

重点項目 10

交流人口や販路の拡大を図る「ブランド力の向上」

地元企業や地域産業などの多様な主体が連携して、観光客の受入環境を整備し、豊富な地域資源を生かしたツーリズムを創出するとともに、観光資源や付加価値の高い農産物などのブランド力を高め、国内外に効果的に情報を発信することで、販路や交流人口の拡大を図り、地域産業の成長と稼ぐ力の向上を目指します。

基本目標 V

地域特性に合った社会基盤が確保されている都市^{まち}

インフラの長寿命化を図り、公共施設の最適な配置の実現に向けて取り組むとともに、地域の特性に即したコンパクトなまちづくりと、これと連携した交通体系を構築し、地域間におけるネットワークを形成することで、高次の都市機能が維持されているまちを目指します。

重点項目 11

コンパクト化とネットワークの形成による「都市機能の充実」

中心市街地を核に都市機能をコンパクトに集約し、基幹道路等のインフラの整備をはじめ、計画的な土地利用を促進することで、地域拠点における都市機能を強化するとともに、陸・海・空の交通の拠点性を生かして、広域的な交通網や物流ネットワークを構築し、利便性の高い都市環境の形成を目指します。

また、庁舎等施設においては、市民サービスを確保し、交流・防災機能を充実強化するとともに、公共施設の更新や維持に当たっては、民間と連携して、総量の最適化や質の向上を図るなど、最適な公共施設サービスの提供を目指します。